

**日韓音楽交流事業企画・運営等業務委託
事業者審査基準**

1 選定審査基準

(1) 評価方法

提出された企画提案資料等について、書類審査、提案者からのプレゼンテーション（審査会）及び提案者との質疑応答を下記（2）の評価基準に基づき評価します。

(2) 評価基準

審査項目	評価基準	配点	内訳	評価	評価点	倍率	
1 2 3 4 5 6 企画提案内容	(1) 記念式典の運営	80	10	評価できる やや評価できる 普通 あまり評価できない 評価できない	5点 4点 3点 2点 1点	×2	
	(2) ステージの設営		10				×2
	(3) PRブースの企画・運営		15				×3
	(4) 音楽交流イベントの発信		15				×3
	(5) 学生交流の企画・運営		15				×3
	(6) 安全確保の取組		15				×3
7 8 業務遂行能力	実施体制 業務スケジュール	20	10	評価できる やや評価できる 普通 あまり評価できない 評価できない	5点 4点 3点 2点 1点	×2	
	価格		10				評価できる やや評価できる 普通 失格
合計			100				

2 委託事業者選定方法

(1) 評価項目8を除き各項目5段階評価とします。（評価項目7は、評価基準のとおりとする。）

内訳が10点及び15点の箇所は、それぞれ5段階評価×2、×3と計算します。

5：評価できる 4：やや評価できる 3：普通 2：あまり評価できない 1：評価できない

(2) 見積額が委託上限額を上回るものは失格とします。

(3) 提案項目が記載されていないものは失格とします。

(4) 提案者が2者以上の場合は、各審査員による合計点が、満点の6割以上の者のうち最も高い点を獲得した者を最優秀企画提案者、その次に最も高い点を獲得した者を次点者として選定します。

(5) 提案者が1者の場合は、各審査員による合計点が、満点の6割以上で、かつ審査員の合議により認められた者を最優秀企画提案者として選定します。